

中山間地域等直接支払制度の継続に関する要望意見書

中山間地域等直接支払交付金制度は、農業生産条件が不利な地域において、農業生産及び多面的機能の維持を図ることを目的に、平成12年度より5カ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで新たに5カ年対策として実施されています。

北海道においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全など多面的機能の維持、④生産性・収益向上など、大きな成果を発揮していますが、仮に、実施期間の終了をもって本制度が打ち切られる場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障をきたすことが懸念されます。

よって、政府においては、平成22年度以降の中山間地域等直接支払制度を継続に向け、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

記

- 1 北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等を図るため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 3 月18日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・内閣総理大臣 麻 生 太 郎

・農林水産大臣 石 破 茂